

表2 学校薬剤師が単独で授業を行える特例

特別非常勤講師制度

非常勤の講師について、都道府県教育委員会に届け出て、免許状を有しない者を非常勤の講師充てる制度（1988年の教育職員免許法の改正により制度化）のこと。優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に活用することにより、学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとする。なお、1998年の免許改正法により、対象教科の拡大、手続きの簡素化が行われた。